

市議会だより

な か き

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、12月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第109号 平成16年2月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



北九州市・中間市合併協議会設置

合併することについて

市民の意思を問う住民投票条例を可決

平成十五年第七回中間市議会（十二月定例会）は、十一月二十八日に開会され、十二日間の会期で十二月十九日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算・条例制定および条例改正などあわせて二十三件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決しました。

一方、議員提出議案は、意見書案一件が否決されました。

また、請願一件が採択され、一件が継続審査となりました。

そのほか、任期満了となる選挙管理委員会委員および補充員の選出や固定資産評価審査委員会委員を選任しました。

12月定例会

常任委員会の

審査から

各常任委員会では、十一月定例会で付託された補正予算・条例制定および条例改正など十四議案について審査しました。審査の内容(要旨)は次のとおりです。



平成十五年度 補正予算

総務文教委員会

一般会計

今回の補正は事業の確定に伴う精算および、進行中の事業に対する不足額の追加を行なうもので、二億七千四百万円を増額し、予算の総額を百七十四億三千九百七十万円とするものです。歳入では、普通交付税の確定に伴い七千三百万円の減額、国庫支出金および県支出金が一億四千三百万円の増額となっています。また、市債は臨時財政対策債および各事業の確定等に伴い、四千六百万円が減額されています。

歳出の主なものは、総務費では、合併関係のパンフレット等の作成費用として百二十万円が計上されています。

教育関係では、中間中学校の音楽室の移設および各小中学校の修繕費として五百三十万円、南中学校吹奏楽部の全国大会出場のための費用として三百四十万円、生涯学習センターに統合される「勤労青少年ホーム」の施設改修費用として百万円が計上されています。

議会費では、行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の旅費として百万円が計上されています。

委員から「個人市民税と軽自動車税の滞納繰越分が増額補正されているが滞納に対する催促の方法はどうなっているのか」との質疑

人事紹介

十一月定例会で、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任や選挙管理委員会委員及び補正員を選出しました。固定資産評価審査委員会委員

今井 昇

選挙管理委員会委員

岡部 幸典

平田 陽子

井上 公宏

瓜生 修一

選挙管理委員会委員補正員

日野山 孝太郎

野崎 幸市

渡邊 鹿寿子

池田 久紀

があり、執行部より「全税目において各納期限の翌日から二十日を経過した日に督促状を発送し、年三回の呼び出し納税相談を行っています。

また、滞納整理対策室で月十日間、午後五時から午後八時までの夜間徴収を行なっており、本年四月から十一月までに現年分、滞納分を併せて、約一千万円を現金で徴収しています」との説明がありました。全員賛成で可決しました。

議員提出議案

否決したものの

イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書

市長提出議案

可決したおもなもの

中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
平成十五年中間市一般会計補正予算
平成十五年中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
平成十五年中間市地域下水事業特別会計補正予算
平成十五年中間市公共下水事業特別会計補正予算
平成十五年中間市介護保険事業特別会計補正予算

請願

採択

暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願

請願者 暴力をなくす中間市民会議

代表 青木勝弘

継続審査

中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

請願者 中間を愛する仲間の会

代表 梅木薫

民生経済委員会

一般会計

歳出の主なものは、民生費の老人福祉費では、介護保険事業繰出金三千四百二十万円、扶助費では緊急通報体制等整備事業に九十万円が計上され、これは緊急通報システム機器十台分を新たに設置するための費用で、現在まで既に三百六十六台が設置されています。重度心身障害者医療に要する経費四千九百二十万円、児童措置費の内私立保育所運営費七十万円が計上されています。

また、生活保護費の扶助費で八千万円が計上されています。

委員から「失業により生活保護者が増えていると思うが、状況はどうか」との質疑があり、執行部より



「保護の新規者数は変わらないうが、保護者の自立による保護の廃止件数が減っている」との説明がありました。

また、「介護予防、生き生きサービスなど、元氣老人をたくさん作って、介護保険、医療費が市政を圧迫しないような対策をしてほしい。特に引きこもりがちな高齢者を対象に実施してほしい」との要望がありました。

全員賛成で可決しました。

特別会計国民健康保険事業

歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では一般被保険者療養給付費一億二千八百万円、退職被保険者等療養給付費一億三千五百万円、保険給付費の高額療養費では一般被保険者高額療養費一千七百万円、退職被保険者等高額療養費四千三百万円、老人保健拠出金では老人保健医療費拠出金三億六千万円が増額されています。

歳入では、国庫負担金の療養給付費等負担金一億六百万円、国庫補助金の財政調整交付金三千六百万円、療養給付費交付金三億五千五百万円、歳入欠かん補填

収入として一億八千八百万円が主なものです。

歳入歳出とも七億四百万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ五十一億七千三百万円とするものです。

全員賛成で可決しました。



介護保険事業特別会計

歳出の主なものは、保険給付費の内要介護一〜五までの認定者に対するサービス諸費二億三千八百万円、保険給付費の内要支援者に対する支援サービス等諸費一千三百万円の増額、基金積立金では介護給付費準備基金積立金四千五百万円が減額されています。

歳入歳出とも二億九百万

円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億一千三百万円とするものです。

全員賛成で可決しました。

建設水道委員会

一般会計

総務費の交通安全対策費では、市内街路防犯灯の維持管理に要する経費および区画線・カーブミラー・街路灯設置工事費などの交通安全施設整備費が追加されています。

土木費の道路橋りょう費では、新日鉄に委託している、東中間深坂線送水管布設工事費の確定に伴う委託料の減額や、県道中間水巻線および中間宮田線改良工事負担金の減額がされています。

都市計画費の公園費では、通谷公園フェンス補修費や蓮花寺中継ポンプ場前のキッズランド内水銀灯三基の設置工事費等が計上されています。

住宅費では、公営住宅・改良住宅の工事入札執行残および改善事業費の補助金確定に伴う減額がされています。

全員賛成で可決しました。

公共下水道事業特別会計

今回の補正は、現年度下水道受益者負担金および前年度繰越金の増額によるものです。

歳出の主なものは、受益者負担金一括納入者等に対する報償費の増額および遠賀川下流域下水道の平成十五年度供用開始に伴い、関連自治体と共同で、福岡県下水道公社に出資を行うための出資金が計上されています。

歳入歳出とも一千二百四十四万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十八億七千五百二十四万円とするものです。

全員賛成で可決しました。



遠賀川下流浄化センター

条例

その他

総務文教委員会

中間市生涯学習センター条例

中間勤労者総合福祉センター「サンクエストなかま」は、六年四月に勤労者の職業講習及び福祉の増進を図るため、雇用促進事業団と本市が通谷地区に建設したが、国の行政改革のなかで雇用促進事業団が雇用・能力開発機構に移行したことにより、事業団所管部分の建物を市町村に有償譲渡することになりました。

本市と雇用・能力開発機構との間で、建物の売買契約を締結し、同時に所有権移転も完了したので、サンクエストなかまを用途変更し、生涯学習センターとして従来の勤労青少年ホームの業務と併せて市民の学習活動やスポーツ・レクリエーション、芸術文化活動、ボランティア活動などの生涯学習の拠点施設として活用するため条例を制定するものです。

委員から「市外居住者の割増料金」について質疑があり、執行部から「サンクエストなかまは広域の施設として活用され、利用者の約半数は市外の居住者であったが、生涯学習センターは市の施設となることから市民が優先的に活用できるように料金設定とし、申し込み方法についても市民にメリットがあるような取扱いを行いたい」との説明がありました。

一部態度保留があり、賛成多数で可決しました。



サンクエストなかま

中間市情報公開条例の一部を改正する条例

本条例の改正は、昨年十一月に情報公開審査会に諮問し、本年八月の答申を受けて、市民の知る権利を保

障し、より利用しやすい制度にするために改正するものです。

閲覧手数料は無料とし、コピー料金は二十円を十円に引き下げます。

公文書の定義については、「実施機関の職員が組織的に用いるものは、公文書に当たる」と改め、決裁、供覧手続が終了していなくても、公開の対象とします。

外郭団体の情報公開を求める市民の声にこたえるため、市が二分の一以上出資している法人及び市が年間百万円以上の補助金、助成金等を交付している団体については、その財務に関する情報の公開を行いません。

全員賛成で可決しました。

中間市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

勤続二十年以上で退職する者に対し支給される退職金の調整率を、百分の百十から百分の百四に引き上げるもので、三十五年以上勤務し退職する職員に対し支払われる退職金は、退職時の本俸の六十二・七分分から、今回の改正で五十九・二八月になります。

本条例の施行は十六年四月

月一日ですが、十七年三月三十一日までの一年間は、経過措置として調整率を百分の百七とするものです。

委員から「民間が労働者の生活を無視したりストラや給与の引き下げを行なっている実態のなかで、官民格差が生じたから低い方に合わせると言うのは不況の克服には逆の方法であり条例改正には反対する」との意見がありました。

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

本市の社会教育・社会体育施設の使用料は、広く市民の方に利用して頂くために、できる限り低い額に設定していますが、過去十年以上改正を行っておらず、このため、他市の類似施設と比較を行ない、受益者負担の原則のもと、市民の利便を阻害しない程度の値上げを行なうもので、十六年四月一日から平均約二十%引き上げます。

改正される条例は、「中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例」、「中間市立学校施設使用条例」、



働く婦人の家

「中間市中央公民館条例」、「中間市武道場設置条例」、「中間市弓道場設置条例」、「中間市民会館設置条例」及び「中間市体育文化センター使用条例」の八条例です。

委員から「今回の値上げでどれくらいの収入増になるのか」との質疑があり、執行部より「十四年度の利用実績で約六百万円の収入増になるが、各施設の利用料金は社会教育関係団体、社会福祉関係団体、ボランティア団体、身体障害者等を対象とした減額措置を行なっており、冷暖房費は実費負担のため今回値上げをしていないことから利用者の負担はそれほど増加しません」との説明がありました。

賛成多数で可決しました。



勤労青少年ホーム

民生経済委員会

中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例

この条例は、今後の同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題全般の解決に取り組むためには、人権センターの設立が必要であり、人権問題全般を取り扱う「中間市人権のまちづくりセンター」を設置するために提案されたものです。

条例の主なもの、第一条で、地域社会の中で人権啓発や福祉の向上のために住民交流の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとして、人権問題の解決や地域交流事業等を総合的に行う。と規定しています。

第二条は、名称を中間市人権のまちづくりセンターとし、設置場所は、現在の勤労青少年ホームの建物を利用して開設されます。

第三条には、第一条の目的達成のために実施する事業として、啓発及び広報活動事業、社会調査及び研究事業、地域交流事業、相談事業、その他市長が必要と認める事業となっています。

第九条の使用料は、中央公民館、働く婦人の家等と同一基準により設定されています。

そのほか、使用の許可、使用の制限、使用料の減免等々が規定されています。

この条例は、十六年四月一日から施行されます。委員から「岩瀬南町集会所の普通財産への分類換えに関して、その後、売却、賃貸等が考えられるが不透明な事にならないように」との要望がありました。賛成多数で可決しました。

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

保険税率については、平成元年より据え置かれたままで、所得割は県下でもトップ、均等割は十四年度で

県下平均より八千九百円低く、平等割も県下平均より六千円低い状況です。このため一人あたりの保険税調定額も県下平均より七千七百円低いものとなっています。

決算の状況については、十四年度決算において、約三億六千万円の赤字をかかえ、また、十五年度単年度収支においても、約二億円の赤字が予想され、十五年度末の累積赤字額は、五億五千万円前後になると予想されています。

このような状況から市長は、国保運営協議会に対して、応益割の改定について諮問し、これを受けて、国保運営協議会は税率改定の答申を行ったものです。

答申の内容は、中間市国民健康保険の基礎課税額に係る税率の改定について、一、被保険者均等割額は、一万六千円から二万円に改定する。二、被保険者平等割額は、二万一千円から二万四千円に改定する。三、

平成十六年四月一日よりこの改定額を適用する。なお、被保険者の負担軽減のため赤字解消期間に限り、一般会計からの繰入れを継続

し、繰入額は増額に努めるべきとの意見が付されています。

この答申を受けて、市長から今回条例の一部改正が提案されたものです。

また、委員会において、市長提出議案に対する修正案が提出されました。

市長提出案と修正案の改正内容を説明しますと、第五条中「一万六千円」を市長提出案では「二万円」に改める。が修正案では「一万九千五百円」に改める。

第六条中「二万一千円」を市長提出案では「二万四千円」に改める。が修正案では「二万三千四百円」に改める。

第十三条第一号中「九千六百円」を市長提出案では「一万二千円」に、が修正案では「一万二千七百円」に、「一万二千六百円」を市長提出案では「一万四千四百円」に改める、が修正案では



「一万四千四十円」に改める、同条第二号中「六千四百円」を市長提出案では「八千円」に、が修正案では「七千八百円」に、「八千四百円」を市長提出案では「九千六百円」に改める。が修正案では「九千三百六十円」に改める。

修正案の方がいずれも市長提出案に比べ、二・五％低く設定した改定額となっています。

委員から「赤字続きの国保財政を考えると値上げは止むを得ないと考える。住民負担を少しでも抑えた改定額となっている修正案に賛成する」との意見や、「昨年の地方税法の改正により公的年金特別控除が廃止され、国保税が実質一万八千七百円引き上げられたこと、他の団体において、一般会計から国保会計へ一億円を超える繰入を行っていることから、本市も実施すべきであり、住民負担となる国保税の値上げには反対である」との意見がありました。

修正案を先に諮り、賛成多数で修正可決しました。また、本案の附則部分についても賛成多数で可決しました。

国民健康保険税引き上げの中止を求める請願

この請願は、十五年十一月二十日に全日本年金者組合中遠支部中間分会他六団体から提出され、請願の趣旨は、次のようになっていきます。

国民健康保険財政の赤字を理由に、市長は国民健康保険税の引き上げを、中間市国民健康保険運営協議会に諮問し、同運営協議会は保険税の税率改定を答申しました。

答申の内容では、均等割は現行一万六千円を二万円に、平等割は現行二万一千円を二万四千円に引き上げるとのことなので、二人世帯の場合で年額一万一千円の引き上げになり、率からすれば所得の低い世帯の負担が増えることとなります。

十五年四月から公的年金特別控除の廃止に伴って、年金生活者の国民健康保険税が一万八千七百円引き上げられました。さらには、介護保険料の引き上げ、病院での窓口負担が増えるなど、年金は引き下げられま

す。これ以上の負担増は、ますます病院にかかれない人

を増やし、病気の重症化を招き、医療費を増大させることとなります。



また、「払いたくても払えないほど高い国保税」が滞納世帯をつくってきました。これ以上の国保税の引き上げは、滞納をさらに増やすこととなります。

国民健康保険税財政改善のためには、医療保険への国庫負担を増やすことと、予防医療、老人保健事業の充実によって、市民の健康を守り、医療費を引き下げることなどありますが、当面は一般会計からの繰入額を増やし、市立病院で使う薬をジェネリック医薬品

(後発医薬品)へ積極的に切り替えて医療費を減らすことです。となっています。また、請願事項については、国民健康保険税の引き

上げをしないこと。となっています。

請願紹介議員から「生活に苦しい方たちが、国保に加入している。水巻町、岡垣町、行橋市等々一般会計からの法定外繰入金によつて、国保会計の赤字を補填し、国保税の値上げを抑えることで、市民を救うという施策を行っている。また、国保加入者のうち所得額が百五十万円〜二百五十万円の階層の人たちの滞納が多いことから、値上げによりさらに、滞納が増えることになる」等々の補足説明がありました。

討論において、委員から「多くの市民は、これ以上の税負担をすれば、生活できないと思っている。値上げしないように求めます」との意見がありました。賛成少数で不採択となりました。

建設水道委員会

市道路線の認定について

認定する市道は、中鶴公園南側から中鶴団地下水処理場南側までに位置する「中鶴七十二号線」および唐

戸浄水場東側に位置し、黒川沿いに中尾二丁目から中間二丁目までに位置する「中尾・中間線」の二路線です。

中鶴七十二号線は、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているものです。

道路の概要は、平均幅員七・九二m、延長二百九十八mです。

中尾・中間線は、従来、福岡県が主要地方道小倉・中間線の一部として管理しておりましたが、JR香月線跡地の整備計画において、中尾二丁目から旧香月線上を本町交差点まで道路拡充整備を行い、県道として管理するため、旧区間を市道として認定するものです。

道路の概要は、平均幅員十一・六七m、延長千七十一・五mです。全員賛成で可決しました。

市道路線の変更について

変更する市道は、岩瀬三号踏み切り東側の県道中間・水巻線との交差点から、岩瀬北町公民館前を通り、吉田ボタ山の水巻町との行政界までに位置する「行幸尾・塘ノ内線」の一路線です。

この路線は、既存道路の延長を行い、水巻町側の道路と接続し、地域住民の利便性を図るものです。変更する道路の概要は、幅員九・三m、総延長八百三十三mです。全員賛成で可決しました。

市議会を

傍聴

しましょう

次の定例会は、3月3日です。議員による一般質問は、3月4日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行っています。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

特別委員会

北九州市・中間市合併協議会
に関する協議について

北九州市・中間市合併協議会設置および市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他両市の合併に関する協議を行うための規約を定めるものです。

内容の主なものは、第一条で協議会の設置。

第二条で協議会の名称を、北九州市・中間市合併協議会とすること。

第三条では、協議会が行う事務として、市町村建設計画を含め北九州市と中間市との合併に関する必要な事務を定めています。



合併協議会事務局

第五条から第八条までは、協議会の組織および委員等

について規定しており、両市の市長、両市議会の正副議長および市議会議員のうちそれぞれの議会の議長が指名する者、市職員のうち両市長が協議して定める者また、学識経験を有する者などを定めています。

委員から「協議会が行う事務として、どのような項目があるのか」との質疑があり、執行部より「基本事項五項目として、合併方式、合併の期日、新市の名称、新市庁舎の所在地、財産の取り扱い。

合併特例法に関する協議事項として、議会議員定数および任期の取り扱い、農業委員会委員の定数および任期の取り扱い、地方税の取り扱い、一般職員の身分の取り扱い、地域審議会の取り扱いの五項目を予定しています。

自治体の運営に関する項目として、特別職員の身分の取り扱い、条例・規則の取り扱い等十五項目となっています。

また、市町村建設計画については、協議会設置後に両市で協議していくことに

なっています」との説明がありました。

また、委員から「この協議会設置については、相手を北九州市と限定し、住民の意思からかけ離れたところで進行し、協議会が設置されれば合併だけが進められる不安もあり、反対する」との意見がありました。賛成多数で可決しました。

中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例

この条例は、中間市が北九州市と合併することになった場合、地方公共団体としての中間市が無くなることから、住民の意思を問うことが重要であり、提案されたものです。

内容の主なものは、第一条では、中間市が北九州市と合併することについて、賛成か反対かの市民の意思を、直接確認することを目的としています。

第四条では、投票資格者は公職選挙法第十九条に規定する中間市の市議会議員および長の選挙を行う場合の選挙人名簿に掲載されている有権者および満二十歳以上の永住外国人のうち、



住民投票を希望するものとなっています。

第六条の投票日については、投票資格者が十分な情報を持ったうえで投票を行えるように、この条例の施行日以後三十日以上を経過した後に市長が適当と認めただ日となっています。

第十二条では、選挙運動は、地方選挙と同様に自由とし、運動期間を住民投票の期日の前日までとしています。

第十三条では、市民の意思を確認することであり、投票率に関係なく開票を行い、その結果を公表し、そして第十五条では、この住民投票の結果を市長は、尊重しなければならないとし

ています。

なお、この条例は公布の日より施行します。

委員から「第四条の投票資格者について、中間市の未来を左右する合併問題なので、年齢を十八歳か十六歳まで引き下げるべきではないか」との質疑があり、執行部より「将来を担う若者達も投票資格者として考えたが、一般社会通念上において二十歳未満は未成年者として法律等で保護されており、今回提案している条例は、公職選挙法にのっとり二十歳以上を対象としました」との説明がありました。

また、委員から「中間の未来を左右する合併問題だけに、若者の意見も重要になって来ることでもあり、意見を反映させるうえにも、投票資格者は未成年者まで含めていただきたい。また、投票率についても、単独の方が良いという人などいろいろの意見を持つている方もあり、合併が市民の総意であることを考えると、五十%枠を設けてほしいとの意見を付して賛成する」との意見がありました。

全員賛成で可決しました。

市政に 質問

12月1日(月)の本会議で6名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。

なお、質問事項は順不同です。

- 議員 一 晴 議員 佐々木
- 議員 多恵子 議員 中山
- 議員 雅 議員 山本
- 議員 孝子 議員 青木
- 議員 二 誠 議員 片岡
- 議員 實 議員 植本

市町村合併について

議員 中間市長と北九州市長との会談の中で、「北九州市との合併は市民の総意」というような発言が大島市長からあっているようです。

この発言は事実か。事実なら、どうして北九州市との合併が市民の総意といえるのか。



合併問題を慎重に扱うことを求める請願が出されているが、こういう請願をおこなう市民の意思をどのように受け止めているか。

北九州市との合併によって、中間市住民の暮らしは向上するのか。住民にとつてのメリットはあるのか。

北九州市との合併が市民の総意というのなら、民意を問う住民投票はおこなわないのか。

市長 相手方を北九州市とした法定協議会設置の住民発議が出され、九月五日、北九州市長に対し意見照会を行いました。

その折、北九州市長より約六千七百名の署名では総意とは受け取りにくいので、議会の意思表示があればとの発言がありました。

私としては、第一義的に議会の意思が民意として、尊重されなければならない

と思うことから、総意という言葉で表現したところで

政情報の開示とともに十分議論を尽くし、住民の意向を表明できる機会を、最終的に保障してもらいたいとの趣旨であり、このことについては、重く受け止めています。

住民の意思については、議会とは別に、住民の意思が最大限反映されることも重要と考えることから、住民投票条例を、議会へ諮りたいと思っています。

メリットについては、広域的な視点に立ったまちづくりができ、高度で多様なサービスが受けられる。

行財政が効率化され、充実したサービスが受けられる等があり、デメリットについては、中心部だけがよくなって周辺部がさびれないか、合併すればまちが大

きくなり、住民の声が届きにくくならないか、市役所が遠くになり不便にならないか等があります。

高齢者福祉について

議員 高齢者の健康状態や生活状況を調査し、個別データに基づいた、介護予防のための「元氣サポートプラン」作成や情報提供を行なうべきでは。

高齢化がすすむなか、介護予防や生活支援事業の促進が切実であり、基幹型在宅介護支援センターの組織・体制の充実を講じるべきでは。

市長 「中間市高齢者総合保健福祉計画」をもとに介護保険制度における法定給付サービスと、それ以外に七項目の保健サービス、また福祉サービスとして在宅関連で十四項目、施設関連で八項目、計二十九項目の施策を展開しています。

これらの事業のなかで、高齢者の健康状態や生活状況を調査、個別台帳をもとに「介護サービス計画」や「介護予防計画」を作成しています。

また、それ以外の高齢者



基幹型在宅介護支援センター

については、現在、高齢者実態把握調査を実施しています。

これらの調査情報をもとに、高齢者が、在宅で安心して暮らし続けることができるよう、保健・福祉・医療などの関係団体との連携を図り、事業の促進を図っていきたくと考えています。

基幹型支援センターについては、地域総合福祉会館内(八ピネスなかま)に設置し、専門的なスタッフとして保健師・介護福祉士を二名配置しています。

何分、基幹型支援センターが開設して、一年も経つておらず、今後の地域での高齢者実態把握調査を踏まえた上で、今後の組織のあり方や体制についても、考慮していきたくと考えています。

中間市立病院のあり方について

議員 現在、厳しい経営状態の中で、今後市立病院の経営健全化を如何に図っていくつもりか。

福岡県や北九州市も公立病院の合理化を、民間委託も含めて具体的に進めている。市立病院も民間委託を含めた抜本的な合理化を検討する考えはないか。

また、公立病院として、今後も経営を続けるとするならば、市立病院を地域医療の中で、どのように位置付けるのか。その経営理念は、患者数の減少が続いているようだが、その原因はどこにあると考えているか。患者に対する医師や看護士の接し方や態度に問題はないか。

特に、整形外科の減少が大きいようだが、何か具体的な原因・理由があるのか。

また、医療過誤による患者とのトラブルが発生し、法的問題にまで至っているということだが、具体的な経過と事実を。

市長 療養型病床群を導入するのか、治療型として急性期中心の病院にしてい



くのか等、今後の方向性を検討する必要があります。

現在、病床数が百二十二床であること、福岡市と北九州市の中間帯に位置し、一時間内に特定機能病院を含めた大病院群があること、人口約五万人の健康を守る地域第一線の病院であること等を踏まえると、内科の充実を図ることが重要と考えます。

地域の第一線の病院であることから保健活動を重視し、療養型病床群、老人保健施設、特別擁護老人ホーム、在宅医療を視野に入れた地域連携医療を心がけるべきだと考えます。

これらの定着を図る中で、救急医療の充実を検討する

ことも重要と考えています。十月末の患者数について、前年度同月比で、外来で四・七％の減少となっております。

その内訳は、内科三・六％、外科十・三％、整形外科四・七％、耳鼻咽喉科十二・八％等の減少となっております。

入院患者数においても前年度比で十二・八％の減少となっております。

その内訳として、内科八・二％、外科十三・七％、整形外科八・一％、耳鼻咽喉科三十六・七％等の減少となっております。

減少の要因は、昨年十月の老人保健法の改正および本年四月の健康保険法改正で患者負担引き上げによる影響が大と考えられます。

また、医療法改正により薬剤の長期処方認められたことによる再診の減少・患者負担増による重複診療が減少した事が主な要因だと考えます。

患者とのトラブルについてですが、手術時における器具等による物理的損傷が考えられるとして、損害賠償の請求が昨年十一月にあつており、関係者協議の上

医療上の過誤はないものとの結論に達し、その旨回答しています。

子育て・育児支援について

議員 地域における子育て・子育て支援のコンセプトがにわかにならなくなってきました。

二十二年七月、文部科学省の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」が「社会の宝」として子どもを育てよう」と題して報告書を提出しました。

一方、福祉の側からは、九月、厚生労働省が「少子化対策プラスワン」を発表しています。

また、「子どもが健やかに育成される社会の形成」という目的のもと、地方自治体と大企業に子育て支援の計画策定を義務付ける「次世代育成支援対策推進法」が成立しています。

よりよい計画の策定と実効ある実施のために、住民や労働者の意見を積極的に反映させる取り組みが重要ですが、それをどう具体化させていくか。

市長 次世代育成支援対策推進法は、少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担

う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために必要な措置を講じるものです。

地方公共団体は、国の策定指針に即して、地域における子育て支援・親子の健康の確保・教育環境の整備・子育て家庭に適した居住環境の確保・仕事と家庭の両立等について、目標・目標達成のために講ずる措置の内容等を、記載した行動計画を策定することとなっております。

また、一般事業主で常時雇用する労働者数三百人を超えるものは、労働者の仕事と家庭の両立等について、目標・目標達成のために事業主が講じる措置の、内容等を記載した行動計画を策定することとなっております。

そして、十六年三月までに、アンケートの整理・分析・推計・ニーズ量の算出を完了し、十六年度に行動計画作成委員会を発足させる予定です。

更に、同年十二月行動計画の素案作成が完了後に、市民への計画素案の公開・意見聴取を行い、十七年三月行動計画の決定及び公表と計画しています。

介護保険について

議員 制度が発足し三年半になります。

今後はサービスの質と量が問われると思います。

利用者の現状と費用
住宅改修助成制度について

福祉用具の貸出しについて
介護タクシーの現状について

NPO法人、ボランティア組織の活用について
(学校の空き部屋・移送サービス・給食サービス)

第三者評価制度について

市長 八月末の認定者数千八百八十八人、在宅サービス利用者は千七百七十八人、施設利用者三百九人です。

また、サービス費用については、十四年度決算では在宅サービス費九億三千八百万円、施設サービス費十一億四千九百万円、その他サービス費として一億三千四百万円、合計二十二億二千百万円を支出しています。

要支援・要介護者本人が住む住宅の段差解消、廊下や階段の手すりの取り付けなどの改修に対し、二十

万円までの費用が支給されます。

また、県の「住みよか事業」では、介護保険該当世帯および同居する世帯に対し、改造に必要な費用の一部を助成する事業で、助成額は最高三十万円で、対象者は、生活保護世帯および当該世帯中心者の住民税および、前年度所得税年額が非課税の世帯に属する人となっております。



福祉用具展示コーナー

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具の貸与や、入浴や排泄に用いる用具の購入を上限額一年に十万円内で支給するサービスで、利用料の一分を本人が負担するものです。

本年度から見直しが行なわれ訪問介護サービスのなかで、新たに通院等のた

め乗車または降車の介護が保険給付の対象とされています。

ただし、要支援者や車の乗降時に介助が必要でない人は、利用できません。

市内にはNPO 法人が六団体、グループホーム、デイサービス等があり、福祉・介護関係の分野で活動されています。

また、ボランティア団体についても、市内には十八団体が設置され、主に高齢者福祉では、在宅介護・移送サービス等の活動、障害者福祉では手話通話や外出介助等で活動されています。

第三者評価制度は、指定痴呆対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにおける質の向上を図る目的で外部評価を受ける制度です。

すでに事業者は、外部評価を受けるため手続きを行なっていると聞いています。

ジェンダーフリーと男女共同参画社会の推進について

議員 ジェンダーフリーと男女共同参画社会の推進は別物であり、決別させる必要があると思うが。

小中学校における男女

混合名簿を改め、男女別名簿に戻すべきと思うが。

ジェンダーフリー的教育活動が、なされていないかどうかの実態について。



教育長 男女共同参画社会の推進は、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができると社会的実現を目指したものであり、男らしさ、女らしさを全面否定するジェンダーフリー教育とは区別すべきものと捉えています。

福岡県男女共同参画計画においては、児童生徒の出席簿について、混合名簿を基本とすることとされており、男女混合名簿の利用については、何ら問題ないものと考えます。

各小中学校では、学校

教育全体の中で、男女平等について指導しています。行き過ぎたジェンダーフリー教育は行われていないものと認識しています。

障害者の雇用の促進について

議員 障害者雇用促進法が十四年十月に改正され、精神障害者雇用についても雇用支援策の対象として明確化されました。

障害者の雇用枠の拡大・自立の支援等について市の取り組みは。

市長 福岡県障害者社会参加促進事業の一環として、精神障害者の方、十一名をワークシェアリングで、臨時職員として直接雇用することにしました。

勤務内容は、最大で午前二名・午後二名の計四名が印刷・製本・パソコン入力等の作業を行い、社会復帰の足がかりとしています。

また、六月より中間地域生活支援センターを開設し、精神障害者及び家族の相談、支援業務を行っています。

今後は、障害者の雇用の促進に努めていきたいと考えています。



中間駅前の駐輪場

JR中間駅周辺の環境整備について

議員 中間駅前周辺に街燈を増やし、市の玄関口にふさわしい環境整備をおこなうべきでは。

また、安心して自転車やバイクがおける駐輪場にするため、照明の取り付けなど環境整備と管理体制を図るべきでは。

市長 環境整備として去年には、一般車両の駐車台数の増設、既存の駅前公衆トイレをJR中間駅と連携し、お年寄りや身障者の方々が安心して使用できる水洗式で衛生的なトイレとして建替えました。

街灯の増設については、

夜間歩行者の安全確保に向け、検討したいと考えています。

次に、駅前駐輪場は、現在五百四十台を収納する設備があり、通勤、通学者の利用に供しています。

照明灯の増設については、現在三十七灯の蛍光灯を設置しており、十分な明かりを保持していると思われませんが、球切れ等の維持管理については、迅速に対応していきたいと考えています。

管理体制については、地元婦人会に委託をしていますが、長期放置自転車等については、張り札注意を二週間程度して、持ち主が現れない場合は、一時集積した後、岡垣清掃センターに粗大ゴミとして処分しています。

市民サービス・情報公開について

議員 「笑顔でお迎えします」、「株式会社・中間市役所」、「市民はお客様」という「意識改革」を市長は掲げて、インターネット上でも宣言されているが、進んでいるか。

市長 十三年七月に「中間市CI戦略」なるパンフレ

ットを作成し、全職員に周知したところです。

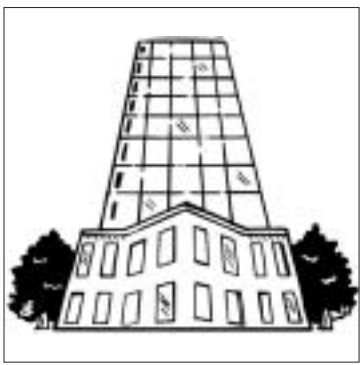
このパンフレットは、市民に相對した時の接遇と、公務員としての心構えを、わかりやすく解説しています。

接遇については、誠意を持って笑顔で挨拶し、好感のもてる態度に心がけ、市民の気持ちに立った対応を行うよう指導しています。

また、職務の遂行に際しては、複雑多様化する行政需要に応えらるるよう、日々自己啓発に努めることを求めています。

また、職員研修では、毎年職員を受講させていることから、効果が上がってきているものと考えています。

今後も、職員の指導・育成については、市民から信頼される市役所を作っていきます。



合併について

議員 新聞各紙に「北九州市は中間市との合併に前向きだ。」

中間市側の意見を確認した上で、法定協議会の設置案を議会に提案する。

二百九十四億円の合併特例債と三十億円の交付税措置が見込める「等報道されている。これはどう言う事か。

同時に、市内には合併に対し慎重な議論もある。

市民グループが約七千名の署名を添え「合併の時期と相手方については、もっと情報を公開し、市民との対話をもっとすべきだ」との要望書を出している。

住民投票を是非行うべきとも言われているが。

市長 法定協議会設置の住民発議について北九州市長に対し、北九州市議会に付議するかどうかの照会を行なったことに対して、北九州市としては、有効署名簿の数が約六千七百名では、住民の総意とは判断がしづらいので住民投票や議会の決定などによって、中間市民の意向が明確になれば、法定協議会設置を議会に付



議したい、そういう中間市の意向がなければ付議しないとの見解を、北九州市の担当者が説明したものです。

また、合併した場合の公共施設整備等に、合併特例債二百九十四億円が充当できるので合併には、支障がないとの見解も示されたものです。

次に、住民投票を行なうべきだとの意見に対して、合併をするとなつた場合は、中間市の法人格がなくなる、つまり、中間市がなくなるということから、議会の意思とは別に住民の意思を問うことも重要であると考えています。

このことから、住民投票については、準備が整いしだい議会に諮りたいと考えています。

健康増進法について

議員 受動禁煙防止を義務づけた健康増進法が、五月一日から執行された。全国各地では取り組みが進んでいる。

公共施設、小中学校の禁煙、分煙の状況と今後の対応は。

市長 本館一階と三階に喫煙室を確保し、別館についても、各階に喫煙室を設置してあり、庁舎の分煙化はすでに対応しています。

今後、分煙環境の整備促進、さらに禁煙希望者に対する禁煙支援策の推進等、検討を重ねていきたいと考えています。

教育長 社会教育施設については、全て分煙コーナーの設置をしています。



本館一階の喫煙室

また、小中学校においては、建物内全面禁煙を実施している学校が三校、分煙対応が七校となっています。今後、空気清浄機の設置又は、適正な強制排気の対策と伴に、建物内全面禁煙に向けた指導を行っていきたいと思っています。

小中学校の夜間警備と備品の管理体制について

議員 十一月十七日に逮捕された窃盗グループによる被害状況と犯人像について。

今後の警備体制について。

教育長 折尾署は、市内小中学校を連続して侵入し、テレビや楽器などを盗んだとして、少年を含む六人を窃盗容疑で逮捕したとのことです。

被害状況は、西小学校、東中学校の二校で、約六十八万円となっています。

犯人については、二十歳の市内在住者のほか、十七歳から十九歳の青少年六人からなり市内中学校の先輩・後輩のグループです。

当面、職員室・校長室・事務室には、鍵の二重化を行いました。

それと併せて、校舎内に侵入された場合ライト点灯と同時に、プザーを作動させる装置の設置費用として、一校当り一万五千円を計上しています。

市町村合併について

議員 住民発議による北九州市への合併の申し入れの進捗状況と、市長の合併に対する考えと決意について。

出前講座の活動実績と今後の目標と方針について。住民投票について。

合併協議会への参加資格について。

北九州市との合併におけるメリット、デメリットは。

市長 合併協議会設置の本請求により、九月五日に北九州市長に対し北九州市議会に付議するかどうかの照会を行なっています。

合併に対する考え方と決意については、市民の意思を問うことも視野に入れ、結論を出していきたいと考えています。

本年度は、「中間市婦人会」、「政治学級」、「明るい中間をひらく会」、「商連」、「わくわく会」、「合併問題を

考える市民の会」、「鉄扇会」、「公民館連絡協議会」、「民生児童委員協議会」に対する出前講座を行なっています。なお、参加者については、延べ約五百四十名となっています。



出前講座風景

今後、出前講座を開催していきたいと考えています。

特別委員会において、その必要性や実施時期、施行内容等の議論を頂き、その結論を待つて考えていきたいと思っています。

回答結果によっては、参加資格等を含めた合併協議会規約を、北九州市と協議を行なうこととなるので、これを踏まえて、合併協議会設置議案を両議会で論議いただくこととなっています。

メリットについては、行政サービスの享受や公共施設の利用等が、広域的に

可能となり、住民の利便性が向上すること、専任の職員や組織の設置が可能となり、高度かつ多様な施策が展開できること、広域的視点に立ったまちづくりが可能となること。

デメリットについては、合併後の市町村の中心部と周辺部とで地域格差ができて、歴史や文化への愛着や地域の連帯感が薄れる、住民の意見の施策への反映が細かいサービスの提供が難しくなるなどの懸念があること、関係市町村間の行政サービスの水準や住民負担の格差の調整が難しいことなどがされています。

市議会会議録は閲覧ができます！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>